ネクサス・わかば

生活介護 料金表

１．施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.18 円（1 単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には９０％が代理受領額、１０％が自己負担額となります。

①基本サービス費（介護給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	サービス提供時間	請求単位（単位/日）	請求額（円／日）
生活介護サービス費 区分６	６時間以上７時間未満	1,049	10,678
区分５		775	7,889
区分４		533	5,425
区分３		475	4,835

請求区分	サービス提供時間	請求単位（単位/日）	請求額（円／日）
生活介護サービス費 区分６	４時間以上５時間未満	647	6,586
区分５		477	4,855
区分４		330	3,359
区分３		294	2,992

・定員 51 人以上 60 人以下の給付費単価となっております

②各種加算

（令和８年６月現在、　　部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

加算項目		請求単位（単位/日）	請求額（円／日）
1	人員配置体制加算Ⅰ（1.5：1）	263	2,158
2	福祉専門職配置加算Ⅰ	15	152
3	福祉専門職配置加算Ⅲ	6	61
4	常勤看護職員等配置加算Ⅰ	19	193
5	初期加算	30	305
6	欠席時対応加算	94	956
7	リハビリテーション加算Ⅰ	48	488
	リハビリテーション加算Ⅱ	20	203
8	食事提供体制加算	30	305
9	送迎加算Ⅰ（片道につき）	21	213
	送迎加算Ⅰ（片道につき）（重度）	（送迎加算Ⅰに＋）28	（送迎加算Ⅰに＋）285
10	入浴支援加算	80	814
11	重度障害者支援加算Ⅱ	360（算定より 180 日以内は＋500）	3,664（8,754）

11	重度障害者支援加算Ⅲ	180（算定より 180 日以内は＋400）	1,832（5,904）
12	福祉介護職員処遇改善加算Ⅰロ	月の総単位数×97／1,000（単位）	

1．区分５又は６に該当する利用者の総数が利用者の数の合計数の60／100以上であり、生活支援員等を常勤換算数で利用者の数を 1.5 で除して得た数以上配置
2．常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を 35%以上配置
3．常勤の生活支援員等のうち勤続３年以上の常勤職員が全常勤職員の 30%以上配置
4．看護職員を常勤換算で１以上配置
5．利用開始日から起算して 30 日以内の期間
6．急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合。（月４回まで）
7．リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対し支援した場合（Ⅰについては四肢の麻痺その他これに類する状態にあるもの）
8．収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合
9．区分５又は６に該当する利用者が送迎利用者数の 60%を占め、かつ事業所の職員が、利用者の送迎を行った場合（片道毎）
10．医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して入浴に係る支援を提供した場合
11．生活支援員の 20%以上が強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者である事業所において実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき強度行動障害を有する利用者（区分 4～6）に対して個別支援を行った場合
12．福祉・介護職員の賃金改善等について一定の基準に適合する取組みを実施している場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の１割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて１ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が２割軽減されます。尚、支給量を超えた分は全額自己負担にて徴収させていただきます。

所得を判断する際の世帯の範囲		
種　別	世帯の範囲	
１８歳以上の障がい者（施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者	
区　分	対　　象　　者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般１	市民税課税世帯（年収概ね 890 万円以下）	9,300 円
一般２	一般１以外の課税世帯	37,200 円

２．食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	800 円／日（食材料費 500 円） （食事提供体制加算対象者は食材料費のみ）
入浴代	５００円／回
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和８年６月１日現在